

審 査 基 準（先端的スポーツ医科学研究推進事業）

I 採択案件の決定方法

提案された企画内容について審査を行い、「競技スポーツ課技術審査委員会（以下、委員会という。）」の各委員がそれぞれ評価した各評価項目の合計点数の平均点が上位 3 位までの企画提案者を契約予定者として決定する。

なお、契約予定者は、「競技スポーツ課委託事業選定委員会」の各委員がそれぞれ評価した各評価項目の合計点数の平均点が満点数の 1/2 以上の場合に限る。

II 審査方法

提出された企画提案書をもとに、委員会において書類選考を実施する。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や企画提案書の内容について説明を求めることがある。

III 評価方法

評価は各評価項目について 5 段階評価とし、委員会の各委員がそれぞれ評価した各評価項目の合計点数の平均点を当該提案者の得点とする。

評 価 項 目	評 価 点
1. 事業実施主体に関する評価	
(1) 事業実施に必要な人員、組織体制及び業務管理を適正に遂行できる体制（事務処理体制及び関係機関との連携体制含む）が整備されていること。	大変優れている 5 点 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣っている 2 点 劣っている 1 点
(2) 事業を効果的・効率的に遂行するために必要な実績等を有している（事業を適切に遂行するための技術力、知見及びノウハウ等を有している）こと。	大変優れている 5 点 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣っている 2 点 劣っている 1 点
(3) 営業経歴等から経営基盤が確立していること。	大変優れている 5 点 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣っている 2 点 劣っている 1 点
2. 事業内容に関する評価	
(1) スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施	
① 現状及びニーズ等を踏まえた研究内容となっていること。	大変優れている 5 点 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣っている 2 点 劣っている 1 点
② 融合・連携する具体的な最先端の研究分野が明確になっており、研究内容や実施プロセス等が実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5 点 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣っている 2 点 劣っている 1 点
③ 研究内容が独創性・革新性、斬新性等に優れていること。	大変優れている 5 点 優れている 4 点

	普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
④ 見込まれる具体的な成果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
⑤ 見込まれる具体的な成果のうち、特にオリンピック競技とパラリンピック競技との相乗効果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
⑥ HPSC と連携する具体的な研究分野が明確になっており、取組内容や実施プロセス等が実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
(2) 若手研究者を対象とした育成プログラムの実施	
① 当該拠点の特徴を生かして育成する若手研究者の姿が明確になっていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
② スポーツにおける次世代の中核を担う若手研究者の育成に資するプログラム内容となっており、取組内容や実施プロセス等が実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
③ 見込まれる具体的な成果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
④ 見込まれる具体的な成果のうち、特にオリンピック競技とパラリンピック競技との相乗効果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
(3) ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）との連携	
① 若手研究者がHPSCを研究フィールドにして、ハイパフォーマンススポーツ研究を行えるような、具体的な取組が提案されていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
② 見込まれる具体的な成果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
(4) 共通項目	
事業規模の範囲内〔公募要項7.（1）〕で適正な経費が提示されていること。	大変優れている 5点 優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	

<p>(以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。)</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝3.5点 ・プラチナえるぼし認定＝4点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点 ・トライくるみん認定＝2.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2.5点 ・プラチナくるみん認定＝4点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝3点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>	<p>0～4点</p>
<p>合 計</p>	<p>84点満点</p>